

業、調査用機器等（AUV、ROV、搭載センサ等）の製造業が担うはずである。海洋バイオ産業も、その担い手は製薬業界や化学工業界などであろう。海洋観光産業は、もちろん旅行業界やホテル・リゾート業界等が担っていくことになるだろう。

とすると、「新たな海洋産業の創出」とは、「“既存産業”による新たな海洋産業“活動”の創出」と言い換えることができる。むしろこの表現の方が、実際を表しているといえよう。

5. 海洋産業の振興政策

こうしてみると、「海洋産業の振興政策」とは、「新たな海洋産業の創出」という旗印の下で、既存産業界にとっての（新たな）海洋分野における新たな産業活動をどのように支援していくか、という視点が基本となることが理解できよう。

政策支援の前提だが、まずは、既存産業界の自助努力で新たな分野での海洋産業活動を開拓していくことがベースとなる。そして、海洋産業振興のための政策とは、既存産業界によるそうした産業活動の展開が、より円滑に商業的に実施することができるように環境を整備し、誘導していくことに他ならない。

では、その新たな海洋産業活動展開のための環境整備とはどのようなものであろうか。

一つには、技術開発への財政的補助・助成である。深海底資源開発に関するJOGMECやJAMSTECによる探査・採鉱システムの研究開発、あるいはNEDOによる海洋再生可能エネルギー利用実証事業等はその典型例である。⁶⁾

二つには、税制優遇措置があげられる。初期投資等の負担の軽減である。これに類する措置としては、たとえば許認可手続きの簡素化、手続に関する料金の減免などによる政策誘導があげられる。

洋上ウインドファームの事業化を例に取れば、発電事業者が、港湾区域などの外側に位置する、いわゆる一般海域において事業に取組む場合、海域利

用制度が問題となる。つまり、一般海域は国有財産として管理されることになっているが、風車を立地させるための一時的占用許可手続き、占用料、占用期間等が港湾区域並みの制度によるとすると、占用期間はせいぜい2-3年で、占用料も風車の投影面積をベースに算出される。港湾区域の占用料でさえ、全国バラバラであるから、事業者は数10基規模、事業年数20年と想定するプロジェクトの経済性評価（FS）の数字が出しにくい。また、2-3年ごとの占用許可では銀行の融資条件として受け入れにくいいため資金調達時点でプロジェクトが出发点からつまづきかねない。そこで、これらの法制度上の政策誘導が必要となってくるわけである。⁷⁾

三つには、環境影響評価制度の問題が指摘できる。現行の環境影響評価（EIS）法は、単純に海洋に適用する訳にはいかず、洋上風力発電におけるEISも陸上の風力発電のそれを単純適用はできにくい。まして深海底資源の開発に伴うEISはどうすべきなのか、極めて重要であるとともに複雑であり、議論が錯綜しているので、早期にこれを政策的にクリアにしていく必要がある。

四つには、人材育成についてである。人材育成は、現在、一種の流行り言葉となっているが、育成する人材のターゲットは、三つの階層に区分される。底辺拡大・将来展望の観点からの生徒・児童等の少年層、産業界に新規加入してくる学生・院生らの青年層、社会人の能力・職能向上のための産業人、社会人層という三階層である。人材育成の方策は、それぞれの階層ごとに異なる。

問題は、産業人を対象にした人材育成である。それには、訓練や研修のための場の創設が不可欠であり、単一企業や単一業界だけではできない面もあるので、国の支援政策が必要となつてこよう。

6. むすび

2018（平成30）年から開始される第三期海洋基本計画の策定時期が迫ってきている。実際には、

2017(平成29)年度に入ってから本格的な論議が始まり、行政側で基本計画案が作成され、その案が公開され、パブコメに付され、来年の3-4月に閣議決定というタイムラインが想定できる。

しかし、既に、2016年度末である本稿執筆時点においても、次期基本計画の在り方に関する論議が各方面で活発に行われており、参与会議でもそうした議論が進められている。

海洋産業の振興は、依然としてそして当然に、トッププライオリティ扱いとなっていることは確かであり、どのような計画内容になるか、新たな海洋産業の創出についてはどのような政策が打ち出されてくるのか、目を離すことはできない。(了)

【脚注】

- 1) 総合海洋政策本部事務局では、「海洋産業の活動状況に関する調査」を平成20年度と21年度に連続して実施し、結果をwebsiteで公表している。20年度の作業実施中に、市場規模試算の基礎とした産業連関表が改訂されたのに伴い、新しいもので試算し直す必要性に迫られて、21年度にも実施したものである。ちなみに、平成20年度調査結果では、産業規模は16.5兆円、従業員数101.5万人、粗付加価値額約7.4兆円、という結果であった。
- 2) 欧州では、海運も漁業も海洋産業に含まれるとする傾向が強い。Maritime Industryという表現のなかに全てを含めるという考え方である。したがって、我が国でも、含める場合と含めない場合の二通りで整理するのが合理的ともいえるが、新しい海洋産業という観点では、これらは明らかに除外するのが妥当であろう。
- 3) 海洋基本法第16条5項。「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」との規定による。

ここで見逃せないのは、5年ごとの見直しのた

めに「海洋に関する情勢の変化を勘案し」という部分についてはかなり提示されてきているのに対して、「海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ」となっている点に関しては、十全な評価作業がなされているとは言い難い。しかし、ここでは、その点は指摘するのにとどめ、これ以上は触れない。

- 4) 次期基本計画においては、旧基本計画のような、そして他のほとんどの基本計画のような、書き下し文とするのか、あるいは、現基本計画のように○印を文頭に付した箇条書き式を採用するのか、これも注目される点の一つである。

書き下し文の方は、体系的、包括的に施策を説明するのには向いているが具体的な個別施策については文中に紛れ込んでしまい曖昧さが残らないとも限らない。他方、箇条書き式の方は、一つ一つの施策が区別されて明示されるという利点があるが、相互の関連性や施策の体系、重要度や優先順位などが分かりにくい。

- 5) 海洋基本法第15条(資料の作成及び公表)の規定「政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。」との規定にもとづいて総合海洋政策本部から毎年公表される。
- 6) JOGMECにおける「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」、JAMSTECによる「SIP次世代海洋資源調査技術の開発」、NEDOによる「海洋エネルギー技術開発プロジェクト」など。
- 7) 塩原泰・中原裕幸、わが国一般海域における洋上風力発電事業の実施に関わる法的問題について、日本海洋政策学会誌、第6号、2016年11月、pp.87-100を参照。